

横浜環状南線 環境影響照査業務

交付図書正誤表

東日本高速道路株式会社 関東支社

横浜工事事務所

記載内容を次のとおり訂正します。

対象

入札公告
(特記仕様書
P2)

訂正前

1－5 照査技術者及び照査の実施

受注者は、共通仕様書 1－9 に準じて照査技術者を設置し、本業務に係る照査を実施するものとする。なお、照査技術者の資格要件は共通仕様書 1－9－2 によらず、本業務で別途定める資格要件を満たすものを配置するものとする。

1－6 部分使用

共通仕様書 1－3 6 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

種別		内容	使用開始時期	使用理由
大気質予測	トンネル換気計算	1 ケース	令和 9 年 10 月末※	対外公表に使用するため
	A 1 ～ A 3	地上高さ 1.5m における NO ₂ 年平均寄与濃度及び日平均値の年間 98% 値 (各 1 ケース)		
	B 1、B 2	地上高さ 1.5m における NO ₂ 年平均濃度の最大着地濃度及び着地地点 (各 1 ケース)		
騒音予測 A 1 ～ A 3	昼間、夜間別の騒音レベル (各 1 ケース)			
振動予測 A 1 ～ A 3	昼間、夜間別の振動レベル (各 1 ケース)			
低周波音予測 A 1	地上高さ 1.2m における 1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル及び 1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル (1 ケース)			

※使用開始時期に変更が生じた場合は、別途監督員と協議する。

1－7 計画工程表

1－7－1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1－1 4－1 に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1－2 2 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書 1－9－4 に定める照査計画を盛り込むこととする。

なお、作業単位の設定は、下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

種別	工種	作業単位
大気質予測	トンネル換気計算	基本条件整理
	A 0 ～ A 3、B 1、B 2	トンネル風量風圧計算
		基本条件整理
騒音予測	A 0 ～ A 3	予測計算
		基本条件整理
振動予測	A 1 ～ A 3	予測計算
		基本条件整理
低周波音予測	A 1	予測計算
		基本条件整理
打合せ		

訂正後

1－5 部分使用

共通仕様書 1－3 6 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

種別		内容	使用開始時期	使用理由
大気質予測	トンネル換気計算	1 ケース	令和 9 年 10 月末※	対外公表に使用するため
	A 1 ～ A 3	地上高さ 1.5m における NO ₂ 年平均寄与濃度及び日平均値の年間 98% 値 (各 1 ケース)		
	B 1、B 2	地上高さ 1.5m における NO ₂ 年平均濃度の最大着地濃度及び着地地点 (各 1 ケース)		
騒音予測 A 1 ～ A 3	昼間、夜間別の騒音レベル (各 1 ケース)			
振動予測 A 1 ～ A 3	昼間、夜間別の振動レベル (各 1 ケース)			
低周波音予測 A 1	地上高さ 1.2m における 1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル及び 1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル (1 ケース)			

※使用開始時期に変更が生じた場合は、別途監督員と協議する。

1－6 計画工程表

1－6－1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1－1 4－1 に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1－2 2 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書 1－9－4 に定める照査計画を盛り込むこととする。

なお、作業単位の設定は、下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

種別	工種	作業単位
大気質予測	トンネル換気計算	基本条件整理
	A 0 ～ A 3、B 1、B 2	トンネル風量風圧計算
		基本条件整理
騒音予測	A 0 ～ A 3	予測計算
		基本条件整理
振動予測	A 1 ～ A 3	予測計算
		基本条件整理
低周波音予測	A 1	予測計算
		基本条件整理
打合せ		

1－6－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1－2 2 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第 1-4 号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－3 1－1 に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1－1 4－3 に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

2

2

入札公告 (特記仕様書 P3)	1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告 受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）に添付するものとする。 なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-3-1-1に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書1-1-4-3に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。 1-8 打合簿の作成及び提出について 受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。 また、清書・押印した調査等打合簿は、打合せ後7日以内に監督員に電子メールで提出するものとする。 監督員は、提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内に受注者に電子メールで返送するものとする。 1-9 消費税法等の一部改正に伴う取扱いについて (1) 請負代金額における消費税等の額については、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。 (2) 受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき請求すること。なお、経過措置の適用を受ける場合については、請求書等に必要な事項を記載のうえ、発注者に請求するものとする。 (3) 履行期間の延長が調査等請負契約書第19条、第20条又は第22条の規定による場合等により、契約の目的物の引渡時期を変更して引渡が施行日以降となり消費税等の率が変わったときは、増加分の消費税等は発注者が負担するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によって引渡が遅れたときは、増加分の消費税等は受注者が負担するものとする。 1-10 調査等打合せ簿への概略業務量の提示 (1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師B 換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めない業務とする。 (2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。 1-11 テクリスの登録 本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。 受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認	1-7 打合簿の作成及び提出について 受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。 また、清書・押印した調査等打合簿は、打合せ後7日以内に監督員に電子メールで提出するものとする。 監督員は、提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内に受注者に電子メールで返送するものとする。 1-8 消費税法等の一部改正に伴う取扱いについて (1) 請負代金額における消費税等の額については、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。 (2) 受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき請求すること。なお、経過措置の適用を受ける場合については、請求書等に必要な事項を記載のうえ、発注者に請求するものとする。 (3) 履行期間の延長が調査等請負契約書第19条、第20条又は第22条の規定による場合等により、契約の目的物の引渡時期を変更して引渡が施行日以降となり消費税等の率が変わったときは、増加分の消費税等は発注者が負担するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によって引渡が遅れたときは、増加分の消費税等は受注者が負担するものとする。 1-9 調査等打合せ簿への概略業務量の提示 (1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師B 換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めない業務とする。 (2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。 1-10 テクリスの登録 本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。 受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。 (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内 (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内 (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
--------------------------------	--	--

入札公告 (特記仕様書 P4)	システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。 （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 1 5 日以内 （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 1 5 日以内 （３）完了時は、完了届提出日の翌日から 1 5 日以内 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が 1 5 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。 また本業務の完了後に訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。 1－12 履行期間 本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。 余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。 また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 受注者は、落札者決定から 1 0 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。 ・余裕期間（業務着手期限）： 契約保証取得の日の翌日から60日間（まで） ・全体履行期間（業務完了期限）： 契約保証取得の日の翌日から480日間（まで）	当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。 また本業務の完了後に訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。 1－11 履行期間 本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。 余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。 また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 受注者は、落札者決定から 1 0 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。 ・余裕期間（業務着手期限）： 契約保証取得の日の翌日から60日間（まで） ・全体履行期間（業務完了期限）： 契約保証取得の日の翌日から480日間（まで）
--------------------------------	---	--